

農業委員会法7条「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

2024年度町田市農業委員会活動指針

2024年3月25日

町田市農業委員会

1 基本方針

2016年4月の改正農業委員会法の施行により、農業委員会はこれまでの法令事務に加え、「農地等の利用の最適化の推進」が必須事務とされ、生産緑地の指定や利用促進に加え、遊休農地の発生防止・解消、農地の集積・集約化、新規参入の促進を推進し、農業委員会活動を活性化することが求められています。

東京都農業会議の令和6年2月15日付け農業委員会活動の積極的推進に関する決議及び令和6年度の農業委員会において積極的に推進する具体的な活動に準拠し、農業委員会活動の推進を図るとともに、第4次町田市農業振興計画の趣旨に基づいて農地の保全および利活用を進めるため、地域の農地の状況を把握し、管理指導や利用促進に向けた活動に取り組みます。

また、新制度における農地等の利用の最適化を推進する活動を進めるとともに、農地制度や関連事業の情報の周知を図り、新たな担い手の確保・育成、遊休農地の発生防止・解消、農地の利用集積・集約化、新規参入の促進等に積極的に取り組みます。

2 活動方針

I 農地の保全に向けた取り組み

- ① 日常活動として地域の農地パトロールに取り組み、農地の状況を的確に把握し、地域の農地の保全と利活用を進めます。また、全員協議会において農地パトロールの結果を委員で共有し、問題点を把握することで対策を講じます。
- ② 「農地管理推進月間」として重点期間を設け、農地利用状況調査を実施します。農地利用状況調査の実施にあたっては、農地法に規定された遊休農地に対する措置への対応及び税の公平性を踏まえた手法などについて検討を進め、より一層の農地の保全と利活用を図ります。
- ③ 生産緑地農地や相続税納税猶予制度適用農地の管理不十分な農地等については、管理基準に基づき指導します。また、生産緑地の追加指定に向けた働きかけを積極的に行い、生産緑地の減少を抑制します。
- ④ 農業委員および農地利用最適化推進委員ひとりひとりの取り組みが組織原動力となることから、活動記録の徹底をはかり、毎月の総会で取りまとめ、情報交換等を行います。

II 農地の有効活用の推進

- ① 市街化調整区域の農地については、農業経営基盤強化促進法を活用し、農地利用の促進を図り、遊休農地の発生防止・解消に努めます。
- ② 市街化区域の生産緑地については、町田市と町田市農業協同組合が共同で実施する都市農地貸借円滑化法を活用した貸借支援事業をサポートするこ

とで、都市農業・農地の利用促進につなげます。

- ③ 農業経営基盤強化促進法により規定された地域計画や目標地図の素案作成や意見集約を進めます。

Ⅲ 農業振興施策の推進

- ① 都市農業に対する振興施策の一環として認定農業者制度の啓発を行うとともに、新規就農者や援農ボランティアなど農業に携わる幅広い人材の育成・確保を図ります。新たな担い手の確保のため、町田市研修農場を支援します。
- ② 経営規模拡大など、意欲のある認定農業者や認定新規就農者に対し、市や東京都などの支援策の導入およびフォローアップ等の支援活動を積極的に行います。
- ③ 地域に密着した市民農園、体験農園等の開設や運営に関して積極的な支援を行います。
- ④ 第4次町田市農業振興計画の推進に向けて支援を行います。

Ⅳ 情報活動の推進

- ① 農業委員会の情報紙「農業委員会だより」を活用し、特定生産緑地制度や農地中間管理事業などの農地制度・関連事業等の情報提供を行い、より一層の農地制度や農業委員会活動への理解を求めるとともに、「全国農業新聞」の購読普及を推進します。
- ② 農業関係者による意見交換会として「農家座談会」や「認定農業者との意見交換会」を開催し、農地の適正管理の責務をはじめ、生産緑地・相続税納税猶予制度など都市農地を守る制度・手続きについて農業者へ周知徹底を図ります。
- ③ 農家座談会や日常的な活動の中から農業者の意見を収集し、農業委員会法第38条に規定されている関係行政機関への意見提出につなげます。

Ⅴ 農業と市民との架け橋活動

- ① 市民が参加する体験事業として、親子で参加する「米作り農業体験」を実施し、田植えや稲刈り体験を通じて市民の農業への理解を深めます。
- ② 町田市農業のPRとして「農業祭」を実施し、市民が都市農業の重要性の認識を深め、農業者と市民の交流を図る場を提供します。
- ③ 認定農業者連絡協議会朝市部会が取り組んでいる「日曜朝市」と「市役所まちベジ市」の支援に努め、消費者が農業者と「顔が見え、話ができる」関係の地産地消を推進し、地域農業の活性化を図ります。
- ④ 教育委員会と連携を取りながら、「総合的な学習の時間」に積極的な支援を行い、農業の多面的な役割や農業と食の文化の伝承を児童に広く伝えていきます。

VI 最適化活動の推進について

令和4年2月2日農林水産省経営局長通知により「農業委員会による最適化活動の推進等について」が発出されました。町田市農業委員会は、同通知に基づいて活動目標の設定、活動内容の記録、目標に照らして成果の点検・評価を行った上で公表します。

3 最適化指針の具体的な目標、評価方法について

農地等の利用の最適化に関する指針として、以下の3項目について取り組みます。

I 遊休農地の発生防止・解消

(1) 目標

| | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 遊休農地の割合(B/A) |
|---------------------|------------|-----------|--------------|
| 現 状 (2023年3月) | 218 ha | 19.57 ha | 9.0 % |
| 3年後の目標 (2026年3月) | 218 ha | 7.83 ha | 3.6 % |
| 目 標 (2028年3月) | 218 ha | 00 ha | 0 % |

(2) 推進方法：上記2 I ①および2 I ②の取り組みを通し推進します。

(3) 評価方法：遊休農地の割合により評価します。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとします。

II 担い手への農地利用の集積・集約化

(1) 目標

| | 管内の農地面積(A) | 集積面積(B) | 集積率(B/A) |
|---------------------|------------|---------|----------|
| 現 状 (2023年3月) | 218 ha | 10.5 ha | 4.8 % |
| 3年後の目標 (2026年3月) | 218 ha | 12.0 ha | 5.5 % |
| 目 標 (2033年3月) | 218 ha | 15.5 ha | 7.1 % |

(2) 推進方法：上記2 II ①および2 II ②の取り組みを通し推進します。

(3) 評価方法：農地の集積率により評価します。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとします。

Ⅲ 新規参入の促進

(1) 目標

| | 新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積） | 新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積） |
|---------------------|---------------------------|---------------------------|
| 現 状 （2023年3月） | 9 人 (8.9 ha) | 1 法人 (0.2 ha) |
| 3年後の目標 （2026年3月） | 12 人 (10.5 ha) | 1 法人 (0.2 ha) |
| 目 標 （2033年3月） | 19 人 (14.2 ha) | 1 法人 (0.2 ha) |

(2) 推進方法：上記2Ⅲ①および2Ⅲ②の取り組みを通し推進します。

(3) 評価方法：新規参入者の数により評価します。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとします。